

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する
省令の施行に伴う特定原産地証明書発給システムの仕様変更について

平成28年6月3日
平成28年6月6日追記
日本商工会議所 国際部

平成28年6月7日、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第六六号）が施行されることに伴い、下記のとおり特定原産地証明書発給システムの仕様変更を実施いたします。

記

1. システム変更箇所

(1) 原産品判定依頼書一覧入力画面における生産者欄の制御変更（全協定共通）

(変更前)

生産者	◎ 企業登録番号：半角英数字	<input type="text"/>	情報取込
	◎ 和文社名(屋号)：全角	<input type="text"/>	
	◎ 英文社名：半角	<input type="text"/>	
	◎ 電話番号：半角	<input type="text"/>	
	FAX番号：半角	<input type="text"/>	
	E-mail：半角	<input type="text"/>	
	◎ 郵便番号：半角数字	〒 <input type="text"/>	
	◎ 和文所在地：全角	<input type="text"/>	
	英文所在地：半角	<input type="text"/>	,Japan

(変更後) 必須入力(◎)を任意入力に変更

生産者	企業登録番号：半角英数字	<input type="text"/>	情報取込
	和文社名(屋号)：全角	<input type="text"/>	
	英文社名：半角	<input type="text"/>	
	電話番号：半角	<input type="text"/>	
	FAX番号：半角	<input type="text"/>	
	E-mail：半角	<input type="text"/>	
	郵便番号：半角数字	〒 <input type="text"/>	
	和文所在地：全角	<input type="text"/>	
	英文所在地：半角	<input type="text"/>	,Japan

生産者欄の必須入力項目（◎の項目）を任意入力に変更する。ただし、同意通知の提出や証明書への生産者情報の印字（メキシコ、ペルーのみ）を行う場合は、従来どおり生産者の企業登録番号9桁の入力を必須とする。

※本仕様変更により、判定依頼時の生産者欄の入力が省略可能になりますが、必要に応じて、発給機関から生産者情報を確認させていただく場合もあります。

(2) 発給申請書入力画面における入力欄(項目)の変更(全協定共通)

発給申請者欄に英文所在地の項目を追加し、輸出者欄を削除する。

■発給申請者

第一種特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により原産品として判定された製品の輸出者が行うことができます。発給申請者が当該製品の判定依頼者ではない場合は、予め当該製品の判定依頼者から同意通知を受けてください。

※発給申請者の情報を記入してください。

英文社名および英文所在地は、証明書に印字されます。

発給申請者	◎	和文氏名	菊川 裕司
	◎	英文氏名	Yuji Kikukawa
	◎	企業登録番号	A00030984
	◎	和文社名(屋号)	株式会社 テスト商事
	◎	英文社名	Test' Co.,Ltd.
		和文役職:全角	国際部
		英文役職:半角	Advisor
		電話番号:半角	03-3283-7850
		FAX番号:半角	03-3216-
		E-mail:半角	
	◎	郵便番号:半角数字	〒100-0005
	◎	和文所在地:全角	東京都千代田区丸の内2-5-2
	◎	英文所在地	5-1,Marunouchi 2-Chome,Chiyodaku,Tokyo 999-9999,JAPAN

英文所在地の入力項目を追加

■輸出者のフルネーム、所在地および国名 (Exporter's Name, Address and Country)

※英文社名および英文所在地は、証明書に印字されます。

輸出者	◎	企業登録番号	A00030984
	◎	和文社名(屋号)	株式会社 テスト商事
	◎	英文社名	Test' Co.,Ltd.
		電話番号:半角	03-3283-7850
		FAX番号:半角	03-3216-6497
		E-mail:半角	kikukawa.yuji@jccior.jp
	◎	郵便番号	〒100-0005
	◎	和文所在地	東京都千代田区丸の内2-5-2
	◎	英文所在地	5-1,Marunouchi 2-Chome,Chiyodaku,Tokyo 999-9999,JAPAN

輸出者欄を削除

(以下、平成28年6月6日追記)

発給申請 TSV 取込における TSV テーブルレイアウト(データ項目)は変更なし(仕様変更前と同じ形式の TSV ファイルが取り込み可能です)。

発給申請 TSV 取込

メニューに戻る

発給申請書の参照画面(ページ最下部)から出力することができる TSV データを取り込むことができます。(メインメニューの【発給申請依頼情報出力】の TSV データではありません。)

取込みできる項目の仕様は、こちらをご覧ください。

[TSV取込について \(PDF\)](#) / [TSVテーブルレイアウト \(PDF\)](#) / [TSVテーブルレイアウト \(PDF\) メキシコ用](#)

なお、2008年6月まで運用の旧システム(マレーシア、チリ、タイ)の TSV データを取込むことも可能です。

2009年3月まで運用の旧メキシコシステムの TSV データも取込み可能です。

協定	<input type="text"/>
入力 TSV ファイル	ファイルの指定は必ず【参照】ボタンから行ってください。 参照...

TSV取込

キャンセル

(3) 記載事項変更による再発給時の記載内容変更（日ベトナム協定除く）

これまで、再発給する証明書の Remarks 欄には必ず「再発給する旨」を印字していたが、今後、「記載事項変更」の再発給事由で再発給する証明書については、「再発給する旨」を印字しないよう仕様変更する。

なお、「亡失・滅失・汚損・破損」の再発給事由で再発給する証明書については、従来どおり「再発給された旨」を印字する。

8.Remarks: The Certificate of Origin with reference No.*****, which issued in / /2016 has been cancelled

再発給された旨(協定により若干異なる。本例は日タイ協定の表記)については、「亡失・滅失・汚損・破損」の再発給事由で申請する場合のみ印字する。「記載事項変更」の再発給事由で申請する場合は印字しない。

2. 適用開始日（全協定共通）

(1)、(2) は平成 28 年 6 月 7 日 8:00AM 以降の発給申請分から適用開始

(3) は平成 28 年 6 月 7 日 8:00AM 以降の承認分から適用開始

以上